

鳥取県医療費適正化計画に係る今後の予定について

1 第三期鳥取県医療費適正化計画の実績評価

- ・高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」という。）第12条第1項の規定に基づき、計画最終年度の翌年度（令和6年度）に計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査分析を行い、第三期計画の実績評価を行う。

※実績評価の結果は、令和6年12月末までに公表及び厚生労働大臣に報告する。

2 第四期鳥取県医療費適正化計画の見直し

○第四期計画の以下の施策（目標）については計画見直しの検討が必要となる。

①「後発医薬品」

- ・当初計画では数量ベースでの目標値を設定しているが、国において、令和6年度に数量ベースから金額ベースでの目標設定に見直される方針となっている。
- ・国の基本方針が変更された際には、必要に応じて県計画の変更を行う。
 - ➡第176回社会保障審議会医療保険部会（R6.3.14）において、主目標として数量ベース（80%以上）の目標を継続、副次目標として金額ベース（65%以上）とする案が示されている。

②「バイオ後続品」

- ・バイオ後続品は、患者視点での切り替え効果が見えにくく、推進には医療関係者の協力が不可欠であり、医療関係者への普及啓発が考えられるが、理解いただくための詳細なデータがないため、当初計画では目標を設定していない。また、国において、都道府県が行う取組み内容の検討への支援として、成分毎の普及対策を具体化するための実態調査を予定しているため、同調査結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しも検討する。

3 第四期鳥取県医療費適正化計画の進捗管理等

①進捗状況の確認（毎年度）

- ・高確法第11条第1項に基づき、年度毎に計画の進捗状況を公表する。

②進捗状況に関する調査及び分析（計画最終年度：令和11年度）

- ・高確法第11条第2項に基づき、計画最終年度において進捗状況に関する調査及び分析結果を公表する。

③実績評価（計画終了年度の翌年度：令和12年度）

- ・高確法第12条第1項に基づき、計画最終年度の翌年度に計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。

<参考：令和6年度の医療費適正化計画策定評価委員会の開催スケジュール>

時 期	主 な 内 容
令和6年11～12月	医療費適正化計画策定評価委員会の開催 〔 ・第三期鳥取県医療費適正化計画の実績評価 ・第四期鳥取県医療費適正化計画の進捗状況の確認 〕

※上記のスケジュールの他、後発医薬品の目標見直しに係る協議等を必要に応じて開催します。
 （国の基本方針の見直し等に応じて開催時期を別途調整）

※令和6年度は委員の任期更新があります。（現委員の任期；令和7年3月16日まで）